動畜第１８５７号

令和４年１２月１日

　　各所属長　様

環境農林水産部

動物愛護畜産課長

「所有者のいない猫」対策への協力について（依頼）

日頃より、動物愛護管理行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

当課では、「大阪府動物愛護管理推進計画」を策定し、社会全体で殺処分がゼロとなることをめざして、人と動物が共生する社会の実現を図るための取組みを進めております。

その取組みの一つに標記対策があり、所有者のいない猫（いわゆる野良猫）に起因する問題を解決するため、自治会等が実施する「地域猫活動」への支援を行い、地域の猫を減らすとともに、糞尿等の生活環境被害をなくす事業を実施しています。

貴所属が管理される施設において、所有者のいない猫が継続的に見られるなど住み着いている場合、または、猫に関する活動を行うボランティア等から相談があった場合、下記の連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、地域猫活動や野良猫との付き合い方、不妊去勢手術の重要性などを取りまとめたハンドブックを作成していますので、併せてお知らせいたします。

記

動物愛護管理センター　管理指導課　　 　　（℡　：　072-958-8212 ）

動物愛護畜産課　総務・動物愛護グループ　 (℡　：　06-6210-9614 )

（参考）人と猫との共生を考えるハンドブックの啓発資料

<https://www.pref.osaka.lg.jp/doaicenter/doaicenter/nekohandbook.html>

【担当】

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課

総務・動物愛護グループ　大槻・岡崎

TEL:06－6210－9614

E-mail:dobutsuaichiku@sbox.pref.osaka.lg.jp